

# 委任状

※委任状は、すべて委任する本人が自署又は記名押印してください。

※委任者以外の方が書くと無効になります。

※代理人の方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)をご持参ください。

【委任者】 (たのむ人)

作成日 令和 年 月 日

住所

氏名



日中の連絡先

生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日

☎ — —

【代理人】 (たのまれて窓口に来る人)

住所

氏名

生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日

私は上記代理人に、以下の事項を委任します。

【委任事項】 ※委任内容に必ずチェック等をしてください。記載がないものの発行、届出はできません。

《住民票の変更にすること》

※転出届の場合のみ住み始める予定の日も含む↓

住所変更届 (  転入届  転出届  転居届 )

新しい住所に住み始めた日: 令和 年 月 日

世帯変更届 (  世帯主変更  世帯合併  世帯分離  世帯変更 )

マイナンバーカードの券面記載事項変更 (住所データ等変更) の届出

《証明書の交付申請及び受領にすること》

住民票の写し「世帯全員分」 ( 通 )

住民票の写し「個人分」 ( 通 )

除票の写し ( 通 ) 対象者氏名:

生年月日: (明・大・昭・平・令) 年 月 日

住所:

住民票には、次の事項の記載ができます。必要な場合は下記の  に  をしてください。

本籍・筆頭者 (  国籍等  在留カード等の番号  在留資格  通称履歴 )

世帯主・世帯主との続柄  マイナンバー  住民票コード

↓ マイナンバー・住民票コードを記載する場合は、本人宛に郵送となります。除票には記載されません。

住民票記載事項証明 ( 通 )

住民票コード通知票 ( 通 )

戸籍全部事項証明 (謄本: 通)

戸籍個人事項証明 (抄本: 通)

除籍・改製原戸籍 (謄本: 通) (抄本: 通)

戸籍記載事項証明 ( 通 )

※相続関係

( ) の死亡の記載があるもの [ セット ]

( ) と ( ) が一緒に記載されているもの [ セット ]

( ) の出生から死亡まで(相続人特定のため) [ セット ]

戸籍の附票の全部事項証明 (謄本) ( 通 )

戸籍の附票の個人事項証明 (抄本) ( 通 )

※戸籍の附票の記載事項  本籍・筆頭者  在外選挙人名簿登録地  住民票コード

住所: ( ) から

住所: ( ) まで記載のあるもの

↓ 住民票コードを記載する場合は、本人宛に郵送となります。除票には記載されません。

身分証明書 ( 通 )

その他 (具体的に記載してください)

の交付申請及び受領

《使用目的・その他追記欄》

# ☆ 注 意 事 項 ☆

## 【ご本人へ】

- 委任状は、**すべて委任する本人が自署**してください。委任者以外の方が書くと無効になります。記名の場合は押印が必要です。
- 住民登録をしている住所**をご記入ください。**住所の確認がとれない場合、受付できません。**
- 黒または青のボールペン・インク・サインペンでご記入ください。  
消せるボールペンは使用できません。
- ゴム印・シャチハタ印は無効です。
- 委任状に記載のないものの発行、届出はできません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 間違えたときは、二本線で訂正し、訂正印を押印して余白に正しく記入してください。
- 修正テープ等を使用したものは無効です。

## 【代理人の方へ】

- 代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書等）をご持参ください。

## 【住民票の変更に関すること】

- 委任状に不備がある場合は届出ができません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 委任者の住所は必ず、住民登録をしている住所（住所変更をする前の住所）をご記入ください。
- マイナンバーカードの住所データ等を変更する際に、本人のマイナンバーカード及び\*数字4桁の暗証番号の照合が必要です。  
\*ご自身で設定されたマイナンバーカードの住民基本台帳用の暗証番号です。  
暗証番号を記入したものを他人の目に触れないよう、封筒に封入、のり付けをして、代理人に持参させてください。  
※記入したものは返却できませんのでご了承ください。

## 【証明書の交付申請及び受領に関すること】

- 委任状に記載のないものは交付できません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 以下の項目がわからない場合は、証明書を交付できません。
  - ・住民票(世帯全員分)の写しの申請の場合 → 世帯主氏名
  - ・戸籍証明(戸籍、附票、身分証明)の申請の場合 → 本籍、筆頭者
- マイナンバー・住民票コードが記載された住民票や、住民票コード通知は代理人に直接手渡すことができません。本人(住民登録地)宛の郵送となりますので、別途切手代が必要です。  
※郵便物等の転送の届出をしている場合、郵送ができませんのであらかじめご確認ください。
- 印鑑登録の申請・登録の際は別の委任状が必要です。
- 本人通知制度に登録している委任者の証明書を代理申請した場合、交付した事実を委任者に通知します。

\*本人通知制度とは、本人以外の第三者に戸籍や住民票等の証明書を交付した場合、ご本人にその事実をお知らせする制度です。

※偽り、その他不正な手段により委任状を作成・行使した場合は、処罰の対象となります。